

幼児保育に關する新らしい法律案

厚生省民生局保健課

副 島 ハ マ

保母さん達は子供達を持つ母親の姿そのまゝに、自らの時間と精力と、持てるものの凡てを惜しみなく捧げて、而も僅かばかりの手當に甘んじ、長時間の過激な心身の労働に堪えて居られるのであります。が、今迄の國家は、社会は、この幼児達の守護天使である保母に報ゆるに何を以てしたであります。が、國家の將來を擔う幼児教育の重要性も認めず、従つて保母に社會的地位も相應の待遇も與えず、殊に最も幼児教育の必要性が認識されねばならぬ最近に於ても、施設の擴充はおろか罹災した幼稚園、保育所の復興も等閑視し、保育内容の貧困、資材の不足等の問題をも放置して今日に到つたのであります。

然し保母は毎日の幼児達との生活に充分な満足を見出しつて、一般社會よりの理解ある言葉を、眼さしを得ずとも自らの仕事の意義に慰められて過して参りました。又、社會的に、國家的に、自分達の仕事の重要性を訴える餘裕がない程度毎日の生活でくた／＼に疲れ果てて了うのであります。そしてその保母の中の1%にも満たない僅かな人々が、自分達の仕事を輿論に訴えるべく努力して來たのであります。が、組織

を持たず、幽體としての力をもたぬものは、その勞多くして、その殆んど凡てが無駄な努力に終つたと言つても過言ではありますまい。而もそうした多くの捨石が積み重ねられて、漸く幼児保育も社會的に芽をあき始めたのは極く最近の事であります。でもそれはたゞ單にその緒についただけでまだまだ私達の願う所迄は前途りよう遠と言ふ感がします。私達はもつと積極的に國家に、社會に、自分達の職場から得た幼児教育の諸問題を訴えるべきではないでしょうか。

さて、こうした幼児保育と保母の問題を、二つの法律案の中に取り上げようとされて居る事は大いに慶ばしいことであります。それは既に御存じと思ひますが、文部省の學校教育法案の中や幼稚園が、厚生省の兒童福祉法案の中で保育所が取上げられます。學校教育法案は内閣總理大臣の諮問機關である教育刷新委員會で審議されたものであります。

兒童福祉法案は厚生大臣の諮問機關たる中央社會事業委員會で審議されたもので、この法律案でも乳幼児の保育の爲に國家的な努力を拂おうとしています。從來厚生省に於ける託児所の補助は社會事業法による施設に對して行われたもので

ありましたが、この法律案の弊頭に、

すべて児童は心身ともに健やかに育成されるために、必

要な生活を保障され、その資質及び環境に應じて、等しく

教育をほどこされ、愛護されなければならないこと。

すべて國民は、児童が心身共に健やかに生れ、且つ育成

されるやうに努めなければならぬこと。

すべて児童の保護者は、児童を心身共に健やかに育成す

る責任を負い、必要あるときは國が保護者が代つてその責

任を負うこと。國及び公共團體は、保護者の責任遂行を積

極的に助長し、そのさまたげとなる因子を排除するように

努めなければならぬこと。

とあります様に、國全體の子供の心身の健かな育成を願つて、作られたものでありますから、保育所令確定後でないとわかりませんが、從來の託児所よりも少し廣範圍に、保育所が設置されることになると思われます。今この法案中、保育所關係の所を抜萃しますと、

一、公共團體又は私人は、命令の定めるところにより行政官廳の認可を受け、又は行政官廳に届出で、保護者の委託する時間中乳児又は幼児を保育するため、常設又は臨時の保育所を設置し得ること

行政官廳は前項の届出のあつた保育所に對して、必要な命令を發することが出来るること。

厚生大臣は中央児童福祉委員會の意見を聞き、都道府縣に對し、市町村に對し、保育所の設置を命ずることが出來

ること。

保育所に關しては、この法律で定めるもの外、勅令でこれを定めること。

二、保育所は乳児又は幼児の保護者が、その乳児又は幼児の委託を願ひ出るとき、これをこばむことができないことを。但し、命令の定めるときはこの限りでないこと。

保育所は乳児又は幼児以外の児童の保護者が、その児童を保育所に委託することを願ひ出る時、その委託を妨げる

ことが出来るること。

三、保育所は委託を受けた児童の心身を保護育成し、その児童の保護者の保育の負擔を補うこと。

四、保育所には保姆を置く外、なるべく醫師、歯科醫師、又は保健婦を置くこと。

前項の保姆の任用條件、教育施設、その他の事項に關しては勅令でこれを定めること。

となつています。

皆様がよく御存じのよう、從來幼稚園は文部省の幼稚園令によつて地方長官の認可を受け、教育的指導に重點を置き、託児所は社會事業的見地から、乳幼児を抱えた母性の保護を主な目的として發足し、厚生省の所管となつていました。が、現在の社會情勢から見ますと、幼稚園保育の對象であつた幼児の親達は、却つてインフレ難に喘ぎ、託児所の對象であつた比較的下層階級の人達は、所謂新四階級として經濟的に豊かな生活をしてゐる有様で、會つての經濟的の階級

差別と言ふものは、なくなつたも同様です。そして幼児保育施設は幼稚園であれ、託児所であれ、同様な教育的内容をもたなければならぬこと、又その經營が何れも困難になつて來ていると云うことが出來ましょ。亦一方、私達は幼児教育者として、長年、幼稚園、託児所の一元化を願つて來ました。等しく國家の將來を擔う國家の寶である幼児達に、階級差別的な感覚を與えることの非を力説し、當局に陳情、建議等して參りました。今新しく、文部省と厚生省とが、學校教育法案と兒童福祉法案との二つの法案に於いて、別々に幼児保育施設を認めるに成れば、從來の弊害が愈々濃くなるのではないかと案ぜられます。がこの爲に當事者は再三協議し、名前は別個のものであつても、教育的指導と厚生指導との協和連絡が行われることを考究されています。

然し、尙多くの問題が残されていないわけではあります。それは滿四才（或は三才）を限度として、兩省所管を別にするよりもいゝと思われますが、今のような社會情勢では、現在日本の幼児保育は全然文部省の教育的立場からばかり扱い得ないもの、即ち保護の對象になる家庭の幼児達を収容する施設がどうしても必要であり、却つてそうした施設が社會的にはつきり浮び出ることになれば、その施設の幼児達は現在以上にはつきり差別的感覚をもつて見られ、扱われる結果となり、それは現在より更に面白くない状態になるだらうと豫想されます。

從來、大正十五年改正の幼稚園以外に幼児保育に関する法

令も、勅令もなかつたのですが、この度國家の法律で幼稚園、保育所が公の施設として認められて來たこと。これは私達保育關係者にとって實に喜ばしいことであります。が結局この法律が生きるか、死ぬかと言ふことは幼児保育關係者の肩にかゝつた問題であると思ひます。お互に自重し、勅令も合つて斯界の爲に、益々精進したいものであると思ひます。

最後に私達の眞に理想とする幼児保育の在り方——家庭經濟狀態や、其の子の素質如何に拘わらず、差別なしに保育される狀態・經營、經濟的理由等で保育がゆがめられることのない狀態・保姆が生活を保障されて保育に専念出来る狀態——は幼児教育が國家の義務制になつた場合に於いて、初めて實施され得ることだと思います。教育刷新委員會に於いても、幼稚園が義務制となることを要望する云うことを、進言してあると聞きましたが、一日も早く其の日が來ることを期待してやみません。それには先ず、前述の二つの法案に於て躍進した幼児保育が、質に於て、量に於て、大いに擴大され、義務制の行われる日に備えたいものであります。

（昭二二・二・一一）